

おっと!落とし穴

特別支援学校(高等部)向け

～契約の先にある深い穴に落ちないために～



消費の基礎知識



気をつけたいトラブル事例



トラブルに巻き込まれたら



消費者トラブルで
困ったら!

いやや!
☎188番

しょうひしゃしみんしゃかい じつげん 「消費者市民社会」の実現

今の社会には、地球環境・エネルギー・資源問題など、消費生活をするときにいろいろな問題があります。私たち消費者は、提供された商品やサービスをただ与えられて消費するのではなく、自らの消費が社会に影響することを自覚して、安全に安心して暮らせる社会の実現に積極的に関わっていく姿勢が求められています。「消費者市民社会」とは、このように消費者一人一人が、自分だけでなく周りの人々や、将来生まれてくる人々や、国内、国外の社会の状況や地球環境にまで思いをもって生活し、社会の発展や改善に積極的に参加する社会を意味しています。

消費者が主役の「消費者市民社会」では、消費者の行動で社会を変えることが求められています。消費者一人一人が積極的に行動し、安心・安全に暮らせる社会を目指しましょう。

どうして消費について学ぶ必要があるの？

2022年4月から、民法の改正により成年年齢が18歳に引き下げられました。成年になったら、自分の意思で自由に消費生活を送れるようになる一方で、様々な消費者トラブルに巻き込まれる危険性が高くなります。皆さんが成年になったときに、消費者として安心して豊かな消費生活を送るために、知っておいていただきたい契約の知識を学ぶことが大切です。



18歳から
できるようになることには
以下のようなものがあります

目次

はじめに	1
「消費者市民社会」の実現	2
☆注目☆ 18歳の誕生日を迎えた日から成年になります！	2
① 契約ってなんだろう？	3
② 消費者トラブル事例	4
① インターネットトラブル	
【1】不当請求 <small>せいきゅう</small> のトラブル	4
【2】ゲーム課金のトラブル	5
【3】フリマサービスのトラブル	6
② 悪質 <small>あくしつ</small> 商法	
キャッチセールス	7
③ 契約をやめたいときは	8
④ お金について学ぼう	9
⑤ 知っておこう！もしものときの相談窓口 <small>まどぐち</small>	11

◆この本で紹介しょうかいしている消費者トラブルは、岐阜県で実際じっさいにあった相談をもとにしています。
よく読んで、同じようなトラブルにあわないように気をつけましょう！

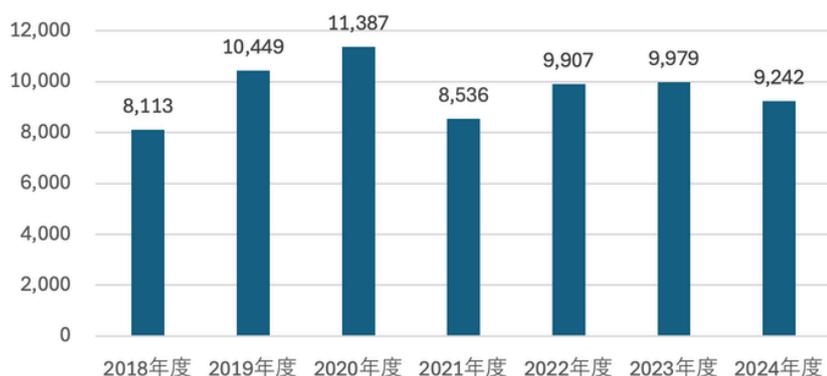
はじめに

みなさんは18歳で成年になります。

成年になると、保護者の同意がなくても自分の意思で自由に消費生活を送れるようになります。しかし、いろいろな消費者トラブルにまきこまれるかもしれません。

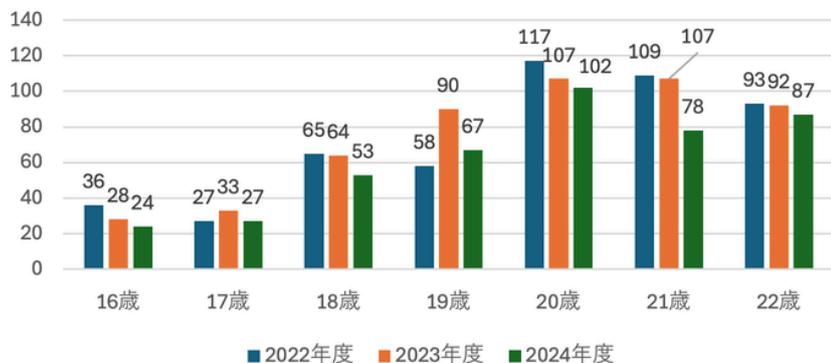
この本では、みなさんが成年になったときに、安心してゆた豊かな消費生活を送るために、と知っておいてほしい契約の知識をまとめました。みなさんも、消費者トラブルをふせぐ力を身に付けていきましょう。

契約当事者が18歳・19歳の相談件数の推移（全国）



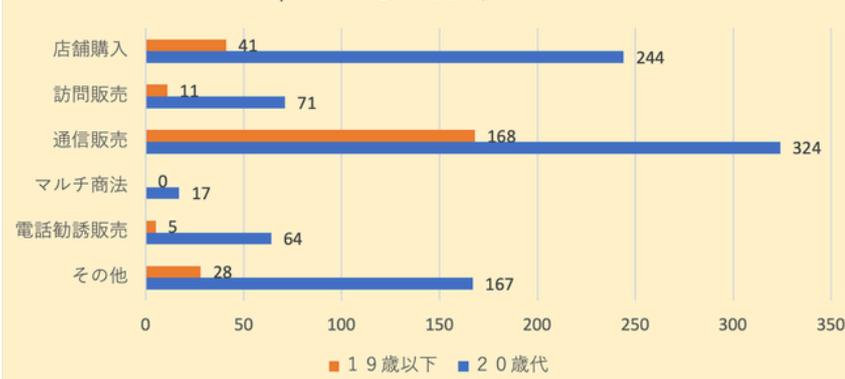
左記のグラフから気づいたことを述べてみましょう。

成年年齢前後の若者が契約当事者の相談件数
(岐阜県内窓口受付分)



悪質業者は、社会経験が浅く、契約を取り消せない「新成年」を狙います。

2024年度 販売購入形態別相談件数
(岐阜県内窓口受付分)



クーリング・オフは
できません

- 購入形態別にみても通信販売による相談件数が年代を問わず多い！
- 20歳を過ぎると店舗購入、訪問販売、通信販売、マルチ商法、電話勧誘販売などの購入形態別全ての相談件数が19歳以下よりも多い。

しょうひしゃし むんしゃかい じつげん 「消費者市民社会」の実現

今の社会には、地球環境・エネルギー・資源問題など、消費生活をするときにいろいろな問題があります。私たち消費者は、提供された商品やサービスをただ与えられて消費するのではなく、自らの消費が社会に影響することを自覚して、安全・安心して暮らせる社会の実現に積極的に関わっていく姿勢が求められています。「消費者市民社会」とは、このように消費者一人一人が、自分だけでなく周りの人々や、将来生まれてくる人々や、国内、国外の社会の状況や地球環境にまで思いをもって生活し、社会の発展や改善に積極的に参加する社会を意味しています。

消費者が主役の「消費者市民社会」では、消費者の行動で社会を変えることが求められています。消費者一人一人が積極的に行動し、安心・安全に暮らせる社会を目指しましょう。

☆注目☆ 18歳の誕生日を迎えた日から成年になります！

「成年」になるってどういうこと？

ほうりつ ねんれい
法律（民法）が定める「成年」の年齢になった人

18歳になると、保護者の同意なしで色々な契約ができるようになります。

- ・携帯電話を契約する ・一人ぐらしのためのアパートを借りる
- ・クレジットカードをつくる ・消費者金融でお金を借りる など

<注意>お酒やたばこなどは、20歳にならないとできません！

こんなに違うの?! 「成年」と「未成年」のちがい

成年がした契約は、全て自分の責任になります。契約する責任とは、契約を守らなければならないということです。

未成年（17歳）



- ・契約するとき、保護者の同意がある
↓
保護者が責任をとる
- ・保護者の同意がない契約は、後から取り消すことができる！

成年（18歳）



- ・契約するとき、保護者の同意がいらない
↓
全て自分の責任
- ・特別な理由がないと、契約を取り消すことができない！

成年になったばかりの消費者は、契約のときに正しい判断ができないことがあります。

また、契約は、特別な理由がないと取り消すことはできません。

このため、成年になったばかりの人は、悪質業者にねらわれやすくなるのです！

1 契約ってなんだろう？



契約クイズ

(答えはページ下にあります)

次のうち「契約」はどれでしょう？○か×で答えよう！

<p>①コンビニでおかしやジュースを買う。</p> 	<p>②美容院や理容店で髪を切る。</p> 	<p>③友達と遊ぶ約束をする。</p> 
<p>あなたの答え ()</p>	<p>あなたの答え ()</p>	<p>あなたの答え ()</p>



契約とは？

契約とは、お互いが納得して結ぶ約束のことです。

しかし、単なる約束とはちがい、「契約は、守らなければいけない」と、法律で決められています。

契約のしくみ



- ・ □約束でも契約は成立します。
- ・ 一度契約を結ぶと、一方的にやめたり、変更することはできません。

正解は、①(○)、②(○)、③(×) 3は、守らなければならないことが法律で決まっていないので、契約ではありません。

2 消費者トラブル事例 ①インターネットトラブル



【1】不当請求せいきゅうのトラブル



Q こんなとき、どうする？ 何がいけなかったのかな？

ポイント

- 登録をしていないので、登録料を支払う必要はありません。その画面は無視むししましょう。
- 動画の再生ボタンや無料の会員登録画面などを、よく考えずにクリックしないようにしましょう。
- あわてて業者に連絡れんらくしてはいけません。自分の情報が相手に知られてしまいます。

★インターネットトラブル疑似体験

https://gakuen.gifu-net.ed.jp/subject/50_others/40_syouhi/net_trouble-experience/index.php





【2】ゲーム課金のトラブル

無料のオンラインゲームを始めて
レアアイテム欲しいなあ
1回350円ならいっか

ゲームをクリアしたくて、次々とアイテムを買って
しまい。気づいたら高い金額に・・・



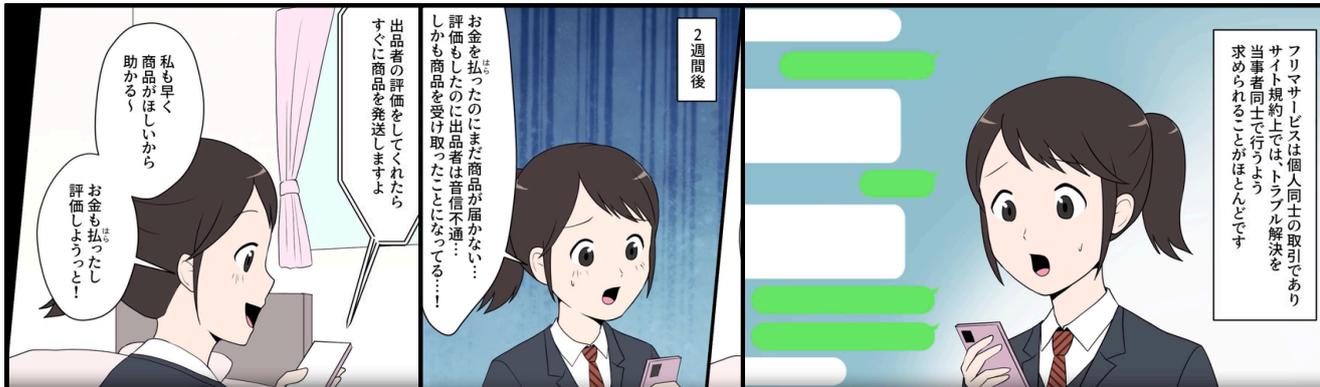
Q こんなとき、どうする？ 何がいけなかったのかな？

ポイント

- ゲームのダウンロードは無料でも、アイテムを買うにはお金が多いです。
- 事前に使う金額を決めて、その範囲^{ほんい}内で遊みましょう。
- ゲーム課金をするときは、周りの人とよく相談しましょう。



【3】フリマサービスのトラブル



Q こんなとき、どうする？ 何がいけなかったのかな？

ポイント

- サイトで決められている、買い物の手順を守りましょう。
- サイトのルールで禁止されていることは、してはいけません。
- フリマサービスは、売り手と買い手だけでトラブルを解決しなければならないことが多いです。
- 商品の売り手としても、相手とトラブルにならないように気を付けましょう。

② 消費者トラブル事例 ② 悪質商法



キャッチセールス



Q こんなとき、どうする？ 何がいけなかったのかな？

ポイント

- 本当の目的は、商品やサービスを契約させることです。
- 街でよび止められても、かんたんについていかないようにしましょう。
- 必要ないときは、「いません」とはっきり断りましょう。

3 契約をやめたいときは

消費者を守るための法律や制度があります。



クーリング・オフ

クーリング・オフをすると、契約を取り消すことができます。

クーリング・オフができる期間は、取引の種類によって決められています。

クーリング・オフができる主な取引と期間

8日間

- ・訪問販売（家に商品を売りに来る、キャッチセールスなど）
- ・家庭教師、パソコン教室、エステなど

20日間

- ・マルチ商法
- ・内職・モニター商法

期間の数え方（8日間の場合）

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11

※もっとくわしく知りたいときは、高等学校向け冊子をチェック！

- ・クーリング・オフ……………P14～P16
- ・訪問販売……………P9
- ・エステ、学習塾、家庭教師など……………P10
- ・マルチ商法・ネットワークビジネス……………P11
- ・内職・モニター商法……………P12

注意！

○クーリング・オフをしても、事業者に対応してもらえないケースもあります。

前もって情報を集めて、信頼できる事業者かしっかりと見極めましょう。

○通信販売で購入した商品はクーリング・オフできません。

しかし、広告に下の内容が書かれていないときは、返品ができます。

- ・返品できるかどうか
- ・返品の期間や条件
- ・返品に必要な費用

※返品できるのは、商品が届いた日から8日間です。

※送料は買った人が払います。

契約をやめたいけど、どうすればいいかわからない。法律や制度もむずかしい。そんなときは…

- ・まずは、周りの人に相談しましょう。
- ・専門の相談窓口せんもん まどぐちに相談しましょう。

消費者ホットライン

い や や !
☎(局番なし) **188** 番へ

※くわしくは、p11をチェック！

4 お金について学ぼう



お金の「やりくり」をしよう

お金のやりくりとは、収入（給料など）の範囲内^{はんい ない}で支出（お金を払う）しながら生活することを言います。ここで一番大切なのは、収入より多くのお金を使わないことです。



収入



出費

<収入と支出>

Q 支出について、思いつくものを書いてみよう。

- ・ 普段の生活でどんなことにお金を使う？
- ・ ひとりぐらしをすると、どんなお金が必要？

収入	給料 など
支出	

将来、仕事をするようになると、給料などの収入が入ってきます。お金が入ったからといって、遊びだけに使っていてはいけません。お金の出入りをしっかりと記録して、こまめに確認^{かくにん}しましょう。また、お金の使い道をしっかり考えましょう。

どのくらい
お金がかかる？

～ひとりぐらしの支出の例～



・ 家賃 ^{やちん}	4万円
・ 食費	5万円
・ 水道代、電気代など	1.5万円
・ 日用品（ティッシュやトイレットペーパーなど）	3.5万円
・ 携帯電話料金など ^{けいたい}	1万円
・ 友達と遊ぶお金など	2万円
合 計	17万円

必要なお金は
意外と多いです！



お金をためよう

人生では、思いがけない出来事で多くのお金が必要になることもあります。そんなときに使えるお金を残しておきましょう。普段の生活費の3か月分が目安です。



・とつぜん病気になるってしまう。



・事故にあってしまう。



お金の支払い方を考えよう ～見えないお金に要注意！～

お札や小銭こぜに以外にも、プリペイドカードなどの「見えないお金」があります。見えないお金は、お札などを持っていなくても買い物ができます。そのため、お金を使っている感覚が弱くなります。

見えないお金は、とくに使い過ぎに注意しましょう。また、なるべく使わないようにしましょう。

○プリペイドカードで支払う

図書カード、交通カード（Suica、TOICA など）

- ・事前にお金をチャージして、その分の「見えないお金」を使うことができます。
- ・本当に必要な分だけチャージしましょう。
- ・落としたり、無くさないように気を付けましょう。



○スマートフォンで支払う

Pay Pay、楽天ペイなど

- ・事前にお金をチャージする方法、後からお金を支払う方法など、色々な支払い方法があります。
- ・仕組みをよく知らないまま使うのは、危ないです。
- ・使うときは、周りの人に相談し、使い方のルールを決めましょう。



5 知っておこう！もしものときの相談窓口

まど くち

消費者トラブルで困ったら、一人で悩まずに相談してください。

消費者ホットライン

相談は無料！

いやや！

☎(局番なし) 188 番

～トラブルいやや(188)！と覚えてください～

☎188番に電話すると、市町村または県の消費生活相談窓口につながります。
電話は家の郵便番号を確認してからかけましょう。

岐阜県県民生活相談センター

☎058-277-1003

月～金曜日 8:30～17:00

土曜日 9:00～17:00(電話相談のみ)

(日・祝日・年末年始は休み)

ホームページに消費者トラブルの事例やアドバイスをのせています。



岐阜県消費者の窓

検索

あなたの市町村の消費生活相談窓口の電話番号を調べて書きこもう！

若者のための消費者教育副読本
おっと！落とし穴
特別支援学校（高等部）版

令和7年度 WEB版 第2版

発行 岐阜県環境エネルギー生活部県民生活課
住所：岐阜市藪田南2丁目1番1号
TEL：058-272-1111（内3020）

監修 岐阜県教育委員会特別支援教育課

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

